

外部団体への共催・協賛・後援依頼の取扱規則
(平成27年6月18日制定、平成30年1月21日改定、令和7年2月9日改定)

(目的)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人 日本緩和医療学会（以下、「本法人」という）が、本法人主催の催しの「共催」、「合同開催」、「協賛」または「後援」を外部団体に依頼する場合の取扱に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「主催」とは、原則として、催しの開催の主体となり、自己の責任においてその催しを開催することをいう。
- (2) 「共催」、「合同開催」とは、本法人を含む複数の者が催しの開催の主体となり、共同でその催しを開催することをいう。企画当初から、共催・合同開催主催責任者は、内容、運営、経費負担等について協議を行うものとする。共催・合同開催団体の会員も主催団体の会員と同等の資格により当該行事に参加できるものとする。開催の主体が本法人を含む複数であること以外には、主催と異なる点はなく、協賛または後援に比べ、その催しへの共催団体の関与の度合いが強い。費用按分があるものを「合同開催」と定義し、事業責任者同士がMOU (Memorandum of understanding=基本合意書)を取り交わすことを必須とし、費用按分が無いものを「共催」と定義する。
- (3) 「協賛」とは、本法人が開催の主体となる催しについて、第三者がその趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。本法人が企画から実施まで全て責任を有するもので、協賛団体として名義使用するものとする。後援と同義であるが、協賛金等の費用負担を伴う場合がある。後援に比べて、その催しへの本法人の関与の度合いが強い。
- (4) 「後援」とは、本法人が開催の主体となる催しについて、第三者がその趣旨に賛同し、応援、援助するもので、後援団体として名義使用するものとする。

(基準)

第3条 本法人主催の催しの「共催」、「合同開催」、「協賛」または「後援」を外部団体に依頼する場合は、該当団体の活動が次に掲げるいずれかに該当することを基準として、個別に判断する。

- a) 医療・福祉の発展に寄与するものと認められること
- b) 公益性があると認められること
- c) 対象となる団体は、原則として公的学術団体および官公庁等、またはこれらに準ずること
- d) 本法人会員にとって有益であると認められること
- e) 本法人の事業の目的および内容に照らし、特に必要と認められること

(手続き)

- 第4条 本法人主催の催しの共催、協賛または後援を外部団体に申請する場合は、催しの担当委員会等が、第3条の基準に則っていることを判断した上で、外部団体の共催、合同開催、協賛または後援の条件を確認し、理事会決議（メーリングリストを使用した決議方法を含む）で決定するものとする。担当委員長から理事長に確認を行う。
2. 本法人学術大会については、大会長が第3条の基準に則っていることを判断した上で、理事長確認後に各外部団体に申請し、当該団体から承認を得られたら、結果を理事会に報告する。
 3. 本法人支部学術大会の共催、協賛または後援については、地区委員会が本規則の基準に則っていることを判断した上で、理事会決議を省略することができる。

(規則の変更)

第5条 本規則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。